

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための
仕組みの在り方に関する検討会（第1回） 議事概要

開催日時：平成29年7月6日（木） 10：00～12：00

開催場所：中央合同庁舎第4号館 1208特別会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授） ※座長
犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）
大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）
岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）
佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）
大門 一幸（豊島区政策経営部区民相談課長）
林 令子（徳島県政策創造部統計データ課長）
松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）
村上 文洋（株式会社三菱総合研究所社会ICT事業本部ICT・メディア戦略グループ主席研究員）
矢島 征幸（五霞町政策財務課主幹）

【オブザーバー】

小川 久仁子（個人情報保護委員会事務局参事官）
加藤 剛（行政管理局管理官）
吉田 恭子（情報流通行政局地方情報化推進室長）
田中 雅行（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

【事務局等】

時澤 忠（大臣官房地域力創造審議官）
稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）
若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）
自治行政局地域情報政策室

議 事：

1. 検討会の運営について
2. これまでの議論の経緯等について
3. 今後の検討の論点について
4. ワーキンググループの設置について

《議事3のうち「パーソナルデータの利活用のための環境整備」について》

【村上構成員】

- データを使う企業にとっては、共同で受託する機関の設置は重要。1カ所に頼めば全国のデータを収集、活用できる状況で提供してくれる仕組みが望ましい。
- 加工を行う地方公共団体の視点からも、加工精度や人的リソースの面から、特に小規模団体では課題があるので、共同受託機関が請け負うことで負担を軽減することは重要。

【岡村構成員】

- 検討会の方向性については基本的に賛成。小規模団体に対して、各団体で高度な加工処理をせよというのは、やはり難しいのではないか。
- 地方公共団体が保有する情報の場合、複数の団体の個人情報をまとめて扱いたいという要望が出てくる可能性が強く、行個法同様の提案を受けて加工する仕組みは現実的ではないのでは。提案を受けて加工する仕組みでない場合、コスト負担をどうするかが大きな問題。
- オープンデータの流れからしても統計情報は重要。これまでどおり統計情報を容易に出すことができるよう、非識別加工情報と統計情報の線引きをの具体化を図ってほしい。

【林構成員】

- 官民データ活用推進基本法を受けて、オープンデータは活用が進むと思うが、パーソナルデータの部分の解決を行わないと、パーソナルデータが入っているデータの活用が進まないで、その部分の解決は絶対的に必要。
- 個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取扱いについては、地方分権の観点からしても、条例改正という形を採ることが妥当。一方、データの活用については、広くデータを活用し新しい産業の創出を目指すという観点が大事であり、小規模な地方公共団体で審査や加工が負担になることも考えれば、条例とは別の方法を採用することも1つの考え方。

【矢島構成員】

- 「共同」ということと言えば、当町では県内の地方公共団体で自治体クラウドを行っている。それを考えると、都道府県単位の共同という考え方もあると思う。

【大門構成員】

- 複数団体の非識別加工情報をまとめて活用する場合、地方公共団体の事務の効率性や加工

対象情報の調整の必要性、民間事業者の利便性などを考えると、提案の入口から情報提供の出口まで共同処理をするほうがよいのではないか。また、複数団体にまたがらない場合も、共同機関で対応するほうが整合性がとれると考える。

- 共同処理の仕組みと併せ、地方公共団体における非識別加工情報の加工・活用についての整合的なルール整備に向けては、立法措置による解決が望ましいと思う。ただ、その場合、条例にも影響が出かねないので、各団体の条例改正作業も踏まえて、混乱が生じないように検討を進める必要があるのではないか。

【佐藤構成員】

- 地方公共団体のデータを活用する場合、事業者は団体同士を比較するために使うこともあるということを頭に入れておいた方がよい。
- 非識別加工情報の導入が地方公共団体のオープンデータの活動をディスカレッジしないよう、オープンデータはオープンデータで推進してもらうとの立場を明確にすることが重要。
- 行個法の「ファイル簿を示して民間から提案を受ける」というたてつけにこだわらなくてもよいのではないか。地方公共団体から声を掛けるという形も考えられる。

【大谷構成員】

- 地方公共団体と共同機関との役割分担などについて、きっちり議論すべき。
- 財源や人的リソースが限られている中で、民間の力を活用して地方公共団体の負担を代替する仕組みは必要になってくる。そうした仕組みの着想を得るためにも、非識別加工にこだわらず、自治体の保有する個人情報をどう地方行政に生かすかを考えることも大切。
- 共同機関に一時的にせよ個人情報が集積されるとなると、共同機関における開示訂正利用停止等の請求への対応も検討しておく必要がある。「そこに委託させるのは困る」といった住民の声に対して、共同機関としてはどう受け止めるのかも要検討。
- 共同機関で取り扱う非識別加工情報については、個人情報保護委員会の事務局レポートのように一定のユースケースを踏まえて議論するとよい。

【松岡構成員】

- 自分の個人情報がどのように利用されるのかという不安は、一般の人たちには強くある。パーソナルデータの有用な利用のされ方を広報して国民に知っていただくことが重要であり、それを理解することで安心感が出てくると思う。

【犬塚構成員】

- 個人情報の利活用と保護の関係については、基本的には、まず安全が確保された上で、その範囲でどのように活用するかということだと認識している。
- 安全性や加工基準はそれぞれの地方公共団体が考えて定めてよいという地方分権の考え方で、官民データは全国一律に加工しないと意味がないという考え方が資料の中にもみられるが両者は相容れないのではないかと感じている。私としては、共同処理の機関の検討に当たっても市民に対する説明責任を果たせるよう市として十分に安全だと思われる仕組みを作りたいと考えている。
- 横浜市官民データ活用推進基本条例では「市内経済の活性化及び市内企業の振興」を目的に掲げており、官民データの活用は各地方公共団体それぞれの地域における公益性があることが前提と考えているが、共同処理の機関を想定した場合に、共同処理でこの前提に対応できるのか。
- 非識別加工情報については、加工後のデータが加工基準を満たしているかを判断する基準が提示されていないと感じている。まずは、ここまで加工すればOKという基準が欲しい。

《議事3のうち「パーソナルデータの類型」について》

【佐藤構成員】

- 地方公共団体の持っているデータは、民間と違って、ある種の権力性を持って収集しているデータのため、その特性を考慮していかなければならないと思う。
- 本人の同意がとれるなら、非識別加工情報の形をとらずとも提供できるので、そのことも議論できるとよい。

【大谷構成員】

- 共同の委託機関を想定した場合、ファイル簿の公表も含めて代替できるのではないかと感じている。

【大門構成員】

- 加工の対象となる個人情報の範囲は全国共通であるのが望まれると思うが、情報公開条例のつくりは地方公共団体ごとに差異があるため、範囲を同一化するのは困難ではないかと感じている。

《議事3のうち「地方公共団体の関与等のあり方」及び「既存の保護法制との整合性等」について》

【佐藤構成員】

- 共同加工について、①原則としては各地方公共団体が加工するが、その団体では加工が難しい場合に補完的に共同で加工する、②共同で加工することを前提とする、という2つの立ち位置があるが、どちらを採るかで制度設計がだいぶ変わる。
- 共同で加工する組織を誰が監督するかによってもつくりが変わってくると思う。

【村上構成員】

- 共同機関には全国の地方公共団体の個人情報が集まるので、適正なセキュリティを確保したとしても、国民は不安を覚えかねないため、丁寧に説明して理解を得ることが重要。その際、ベネフィットがちゃんと個人に示されないと、なかなか理解されにくいと思う。
- 概念論ではなく、具体的にこの情報を集めて、こう活用して、企業、国民、自治体にとってこんなメリットがあるという、分かりやすいモデルケースを示すことが重要。
- 需要の多いスタンダードなデータは、提案を受け付ける前に公開したり、特定企業だけでなく広く公開することも考えられる。

【岡村構成員】

- 地方公共団体が一種の代理機関に個人情報を提供する場合、根拠が必要となるが、条例を根拠とする場合、提供条件がばらばらになると、複数の団体の情報をまとめるということが難しくなるのではないかと。個別法を根拠とすれば、ばらつきはなくなる。
- だいたい2、3の機関にまとめて、統一基準でやってもらう方向が望ましいのではないかと。

【矢島構成員】

- 特定個人情報を非識別加工情報にするとなると、国民への説明が非常に難しいと思う。

【大谷構成員】

- 団体によっては、委託をする場合にも個人情報保護審議会の審議を経るなど何らかの手続きを求める条例を制定していることが考えられる。その場合をどう整理するかも議論の対象になり得る。

【佐藤構成員】

- 法制度の整合性を考える上では、情報公開法・情報公開条例との関係も丁寧に議論していただきたい。

【岡村構成員】

○公立大学附属病院や公立病院については、次世代医療基盤法に基づく医療情報の提供と重複が生じる可能性があるため、今後の検討課題として視野に入れた方がよい。

《議事3のうち「パーソナルデータの円滑な加工のための技術上の措置（技術検討WGでの検討）」について》

【岡村構成員】

○原データを加工機関に渡すにしても、フォーマットがバラバラでは、インプットもアウトプットも大変なので、中間フォーマットのような形も検討しないとイケないのではないか。外字の問題も調べておかないと、文字化けなどが起きかねない。

【村上構成員】

○企業にとっては、市町村の中を非常に細かく分けてデータを分析することで、例えば、独居老人や高齢者夫婦が多いところにコンビニを出店したいなど、マーケティングに使いたいというニーズもある。提供する地域の単位を市町村よりも細かく分けることも考えておく必要があるのではないか。

【佐藤構成員】

○非識別加工の方法はある程度は定めることはできるが、個人の特定性があるか否かはデータセットの特性によるので、統一的な基準や加工方法があっても、それにより全てがきれいに加工されるというものではない。そこには、技術的な限界がある。

○データフォーマットは本質的な問題ではない。むしろ、データベース上のデータエントリが同じかどうかのほうが難しい。この問題を解決しようとする時、各地方公共団体のデータ管理の方法の変更を求めるといふことになりかねない。

【矢島構成員】

○データフォーマットに関しては、中間標準レイアウトの精度が上がっていると聞いているので、これを間に挟みながら、データ形式を合わせていけないか。

○オンラインでの情報収集に関しては、現在、地方公共団体では、3層の分離が行われており、可能性としてはLGWANしかないのではないかと思う。

【岡村構成員】

○データフォーマットに関して言うと、1つの帳票のレイアウトを変えるにしても調整にも
のすごく苦勞するので、それは申し上げておきたい。

【犬塚構成員】

○オンラインで個人情報を集めるのであれば、氏名や識別符号等のデータは除去した上で送
信することは必要かと思う。

【村上構成員】

○費用対効果についても十分考える必要がある。国民や企業、自治体がどれだけ便益を得る
のか、国や地方公共団体の財政が非常に厳しい中でかけられる費用はどのくらいかという
ことは、常に考えないといけない。

《その他》

【矢島構成員】

○7月18日から、マイナンバーの情報連携試行がスタートする。これから国民が個人情報
の取扱いに注目する中で、個人情報の利活用について考えていくことになるので、国民へ
の説明がより一層重要になってくると思う。